

商品概要説明書

ひがしん特別金利定期預金「むすび」[単利型]
(スーパー定期・スーパー定期300)

2026年10月1日現在

商品名		ひがしん特別金利定期預金「むすび」 [単利型] (預入金額300万円未満)	ひがしん特別金利定期預金「むすび」 [単利型] (預入金額300万円以上)
種類		スーパー定期	スーパー定期300
預入金額		300万円未満(1口10万円以上)	300万円以上 1,000万円未満
取扱期間		2026年10月1日～2026年12月30日	
お預入れいただける資金		現金・他金融機関からの振込によるお預入れ等新たな資金が対象となります。 なお、既存の定期預金からのお預替え等、当金庫預金からの振替は対象外となります。 ※以下に該当する定期預金の満期金額に20%以上、上記資金を上乗せいただいた場合はお取扱いいたします。 【対象定期預金】ひがしん北斎定期預金(2年もの)・ひがしん創立80周年記念定期預金(1年もの)	
販売総額		300億円 販売総額に達し次第取扱いを終了いたします。	
販売対象		法人・個人	
預金の取扱い		証書式	
期間		定型方式(3年、5年) 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。	
預入方法		一括預入	
預入単位		1円単位	
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1)適用金利	3年もの 年1.300% 5年もの 年1.800% (金利は税引前です) 自動継続後の利率は、継続日における契約年数に応じた店頭表示の利率を適用します。	
	(2)利払方法	預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。	
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
税金		個人の利息には、復興所得税が課税され20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用となります。 法人は総合課税となります。	
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、別表(1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。	
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	

商品概要説明書

ひがしん特別金利定期預金「むすび」[複利型] (スーパー定期・スーパー定期300)

2026年10月1日現在

商品名		ひがしん特別金利定期預金「むすび」 [複利型] (預入金額300万円未満)	ひがしん特別金利定期預金「むすび」 [複利型] (預入金額300万円以上)
種類		スーパー定期	スーパー定期300
預入金額		300万円未満(1口10万円以上)	300万円以上 1,000万円未満
取扱期間		2026年10月1日～2026年12月30日	
販売総額		300億円 販売総額に達し次第取扱いを終了いたします。	
販売対象		個人	
預金の取扱い		証書式	
期間		定型方式(3年) 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。	
預入方法		一括預入	
預入単位		1円単位	
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1)適用金利	3年もの 年1.300% (金利は税引前です) 自動継続後の利率は、継続日における契約年数に応じた店頭表示の利率を適用します。	
	(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います。	
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算	
税金		利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、別表(1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	

商品名		ひがしん特別金利定期預金「むすび」[単利型](大口定期)
取扱期間		2026年10月1日～2026年12月30日
お預入れいただける資金		現金・他金融機関からの振込によるお預入れ等新たな資金が対象となります。 なお、既存の定期預金からのお預替え等、当金庫預金からの振替は対象外となります。 ※以下に該当する定期預金の満期金額に20%以上、上記資金を上乗せいただいた場合はお取扱いたします。 【対象定期預金】ひがしん北斎定期預金(2年もの)・ひがしん創立80周年記念定期預金(1年もの)
販売総額		300億円 販売総額に達し次第取扱いを終了いたします。
販売対象		法人・個人
種類		大口定期預金
預金の取扱い		証書式
期間		定型方式(3年、5年) 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入	(1)預入方法	一括預入
	(2)預入金額	1,000万円以上
	(3)預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利	3年もの 年1.300% 5年もの 年1.800% (金利は税引前です) 自動継続後の利率は、継続日における契約年数に応じた店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金		個人の利息には、復興所得税が課税され20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用となります。 法人は総合課税となります。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、別表(2)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

定期預金の中途解約利率一覧

別表(1)自由金利型定期預金(スーパー定期・スーパー定期300・わ〜い・わ〜い2000)

		契約期間			
		[定型方式] 1か月、3か月、6か月、1年、2年 [期日指定方式] 1か月超3年未満	[定型方式] 3年 [期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
預入期間	6か月 未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
	6か月以上 1年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%	約定利率 × 10%
	1年以上 1年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%
	1年6か月以上 2年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%	約定利率 × 10%
	2年以上 2年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
	2年6か月以上 3年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%	約定利率 × 20%
	3年以上 4年未満	—	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 40%
	4年以上 5年未満	—	—	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%

(注)小数点第4位以下切捨て

定期預金の中途解約利率一覧

別表(2)自由金利型定期預金(大口定期)

		契約期間					
		[定型方式] 1か月、3か月、6か月 [満期日指定方式] 1か月超1年未満	[定型方式] 1年 [満期日指定方式] 1か月超2年未満	[定型方式] 2年 [満期日指定方式] 2か月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
預入期間	6か月 未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
	6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×45%	約定利率×35%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×15%
	1年以上 1年6か月未満	—	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×35%	約定利率×25%	約定利率×15%
	1年6か月以上 2年未満	—	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×35%	約定利率×25%	約定利率×20%
	2年以上 2年6か月未満	—	—	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×35%
	2年6か月以上 3年未満	—	—	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×35%
	3年以上 4年未満	—	—	—	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
	4年以上 5年未満	—	—	—	—	約定利率×80%	約定利率×80%

(注)小数点第4位以下切捨て